

港 長 公 示 第 2 号

港則法第39条第1項により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

平成30年7月30日

鹿 児 島 港



鹿児島港本港区における航泊禁止について

鹿児島港において花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。
ただし、以下の場合についてはこれを除く。

- ・航泊禁止区域内が定係地である船舶の係留施設への係留。
- ・花火大会に従事する船舶。

記

1. 期間

平成30年8月18日（土）午後7時30分から午後8時40分まで

2. 区域（別図参照）

次の各地点を順次結ぶ線及び陸岸に囲まれる海域。

- A 鹿児島港本港北埠頭北東端
- B 北緯31度35分50秒、東経130度34分05秒 の点
- C 北緯31度35分52秒、東経130度34分26秒 の点
- D 北緯31度35分46秒、東経130度34分32秒 の点
- E 北緯31度35分21秒、東経130度34分43秒 の点
- F 鹿児島港新港北防波堤灯台

3. 警戒船

航泊禁止区域周辺海域に警戒船が配置される。

4. 備考

航泊禁止期間中、航泊禁止区域周辺海域に巡視船艇が常駐し、警戒にあたるので指示があった場合は、これに従うこと。